第30条第５項	又は同法第91条の28第１項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの	、同法第91条の28第１項の規定による積立金（同法第59条に規定する積立金をいう。）の移換の申出をしようとするもの、平成25年改正法附則第56条第１項の規定による年金給付等積立金等の移換の申出をしようとするもの又は平成25年改正法附則第59条第１項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの
（略）	（略）	（略）
第36条第１項第８号	又は同法第91条の28第１項の規定による積立金の移換の申出をしようとする者	、同法第91条の28第１項の規定による積立金（同法第59条に規定する積立金をいう。）の移換の申出をしようとする者、平成25年改正法附則第56条第１項の規定による年金給付等積立金等の移換の申出をしようとする者又は平成25年改正法附則第59条第１項の規定による積立金の移換の申出をしようとする者
第63条第１項第11号	法第74条の２	平成25年改正法附則第38条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第74条の２若しくは平成25年改正法附則第56条若しくは第59条
	（略）	（略）
第99条第１項第９号	法第54条の２	平成25年改正法附則第38条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第54条の２若しくは平成25年改正法附則第56条若しくは第59条
	（略）	（略）
（削除）		

（新設）		
（略）	（略）	（略）
（新設）		
第63条第１項第12号	法第54条の２若しくは法第74条の２	平成25年改正法附則第38条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第54条の２、法第74条の２若しくは平成25年改正法附則第56条若しくは第59条
	（略）	（略）
第99条第９号	法第54条の２若しくは法第74条の２	平成25年改正法附則第38条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第54条の２、法第74条の２若しくは平成25年改正法附則第56条若しくは第59条
	（略）	（略）
第156条第12号	法第54条の２若しくは法第74条の２	平成25年改正法附則第38条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第54条の２、法第74条の２若しくは平成25年改正法附則第56条若しくは第59条
	企業年金連合会	存続連合会